

## お知らせ

平成22年度河川愛護モニター会議の  
開催について

## — 概要 —

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備・河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しています。

今年も太田川・小瀬川の流域にお住まいの方から河川愛護モニターを一般公募により募集したところ 23 名の応募があり、良好な河川環境の保全のため河川の美化活動等を計画的、継続的に実施している自治会等で積極的に参加している方を優先して選考を行い、7名の河川愛護モニターを決定いたしました。

7月1日（木）11時00分～12時00分に太田川河川事務所において委嘱状の交付と河川愛護モニター会議を開催いたします。

## 同時資料提供先

広島県県政記者クラブ  
合同庁舎記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ  
岩国日刊記者クラブ  
岩国市政記者クラブ

## 問 い 合 わ せ 先

中国地方整備局 太田川河川事務所

副 所 長 佐藤 秀樹 (さとう ひでき)

管理第一課長 國光 謙二 (くにみつ けんじ)

(担当) 管理第一課専門職 奥井 誠 (おくい まこと)

住 所 広島市中区八丁堀 3-20

電 話 082-222-9248 (直通電話)

# 平成22年度の「河川愛護モニター」の活動について

## 1. 活動内容

モニターは、日常の生活の範囲内及び河川の美化活動等で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（月に1回の定期と随意）することが主です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加
- ⑥洪水による河川の氾濫及び内水による浸水被害が発生した場合における自宅周辺等の状況
- ⑦その他（河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に対する活動等）

## 2. 河川愛護モニターの構成

出張所	活動範囲	モニター人数
己斐出張所	太田川放水路 (旭橋から新庄橋までの区間の約5km)	3
大芝出張所	太田川本川一部放水路 (新庄橋から高瀬堰までの区間のうち約4km)	2
可部出張所	太田川本川 (三川合流点から大毛寺川合流点までの区間の約4km)	1
小瀬川出張所	小瀬川 (大和橋から両国橋までの区間の約3km)	1

## 3. 河川愛護モニターの任期

任期は、平成22年7月1日から平成23年6月30日の一年間です。